

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
南会津町	伊南/青柳	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.8 ha
②地区内の農業振興地域の農用地面積	18.7 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.1 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.8 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.5 ha
(備考)	

注1:④の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑤の面積は、下記の(参考)中心経営体の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害対策、災害対策等に関するデータとして記載ください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・青柳地区は、1月末現在42戸105人の集落で高齢化が進み、70歳以上が43人、60歳代を含めると61人となり、人口の58.1%を占める状況である。
- ・青柳地区の担い手は、現状 法人の(有)伊南の郷のみであり、(有)伊南の郷については、高齢化・後継者不足から他の地区からも耕作要請が増えることが確実で今後引き受けてもらえるのか心配である。
- ・集落営農の組織化については、高齢化と若者の就労状況から無理である。
- ・後継者不足、担い手等の高齢化から中心経営体となる担い手の育成確保が課題である。
- ・サル、シカ、イノシシによる農作物被害、農地被害の対策が必要

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・青柳地区の農地利用の現状は、認定農業者の(有)伊南の郷が4.6haを入作しており、今後も中心経営体として担うほか、入作を希望する認定新規就農者等の受入れを促進することで対応していく。
- ただ、当地区は比較的若い一般農家(8戸)による4.4haの貸借があり、(有)伊南の郷の設備稼働能力を考えれば望ましい状況と考える。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

中心経営体へ新たに貸付けの意向が確認された農地は、8筆、15,184㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

原則として農地中間管理機構に貸付けていく方針とするが、現状の利用権設定満了時期などに合わせ農地中間管理機構へ貸付けていく。